

ウクライナ

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ウクライナ語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ウクライナ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あて—ウクライナ語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ウクライナ語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間※	3箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of Ukraine 所在地 Directorate on International Law and Co-operation Department on International Law 13, Horodetskogo St. KYIV 01001 Ukraine		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの所要期間(Aルートについて、平成27年度に嘱託した例(1件)の所要期間)を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。